

基幹相談支援センターの役割
～障害のある人の地域生活を支える～

日時 2015年10月23日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 狭間 香代子（人間健康学部教授）

近年のわが国の障害者福祉制度は大きく展開してきた。2003年の支援費制度の導入によって措置から契約に移行するとともに、その後の障害者自立支援法から障害者総合支援法の改正まで、短期間での制度改革であった。その過程で、障害のある人たちの地域生活を支援するための施策として相談支援事業が制度化され、強化が図られてきた。特に、2010年の障害者自立支援法の改正によって、基幹相談支援センターの設置が法的に規定され、市町村での障害のある人たちの相談支援の中核的な役割を担うように位置付けられた。

本講座では、基幹相談支援センターの相談員へのインタビュー調査の結果とその役割に関する先行研究を照らし合わせ、同センターに求められる相談支援機能について取り上げる。

まず、短期間で目まぐるしく展開した障害者福祉制度の動向と相談支援事業を概説する。2003年の支援費制度から障害者自立支援法、さらに障害者総合支援法制定までの経緯について述べ、その過程の中で順次組み込まれていった相談支援事業の展開について概観する。次に基幹相談支援センターの法的な役割および先行研究で指摘された課題について検討する。さらに、今回実施した基幹相談支援センターの相談員を対象とした質的調査結果から導き出された諸概念を論じる。最後に、調査結果に照らしながら、基幹相談支援センターに求められる役割として、総合相談、専門相談、地域連携について検討する。

相談支援事業を充実させていくには、地域での生活を望むすべての障害のある人が地域で暮らせるような相談支援の実践を積み上げることが必要である。基幹相談支援センターは、制度化されて間もない上に、市町村の任意設置であり、全国的に見ても設置割合は低い。特に、財政的基盤が弱く、一括交付金で賄われることになっており、その役割が認知されなければ今後の設置数の増加も見込まれない。

全国的には先進的な取組みをしている基幹相談支援センターも見られ、このような先進的な取り組みが充実してくれば、今後の増加が期待される場所である。そのためにも、相談員の専門能力を向上させ、困難なケースを支援でき、地域内の指定事業所との連携を強化できるようになることが不可欠である。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、10月8日(木)までに人権問題研究室へご連絡ください。



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車
Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081
ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>